

令和7年度 「静岡県医学修学研修資金」募集要項

静岡県は、医学部生、大学院等に在学中の医師または県が指定する診療科の専攻医を対象に「静岡県医学修学研修資金」の令和7年度貸与希望者を募集します。

この「静岡県医学修学研修資金」の貸与は、将来、医師として静岡県の地域医療に貢献していただくころざしを持った皆さんを支援するために行っているものです。

大学卒業等の後、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等で勤務していただくことにより、貸与した修学研修資金全額の返還を免除します。

制度の概要は以下のとおりです。

(注) 専攻医：臨床研修修了後、医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受けている医師。
ただし、産科、小児科、麻酔科に限る。

1 募集期間

一般枠

令和7年9月26日(金)から
令和7年11月21日(金)まで(応募書類必着)

2 応募資格

医学部生、大学院在学中の医師(いずれも原則1年生)または県が指定する診療科の専攻医で、将来、医師として、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等に勤務する意思のある方。

他県または県内市町等から同種の奨学金(卒業後の医師としての就業先を制限する条件(返還免除条件として定める場合を含む)のある奨学金・貸付金)の給付を受けている、または受ける予定の方は応募の対象外とさせていただきます。

※医学部に合格し、入学手続きを完了させた後、応募をしてください。

3 貸与金額

年間240万円(月額20万円×12ヶ月)

* 1年分を一括で、本人名義の口座に振り込みます。

4 制度の概要

(本ページは3ページと見開きページです)

募集 枠	一 般 枠	
	医学部生または 大学院在学中の医師	専攻医
	若干名	
貸与期間	1 年生から大学または大学院の卒業までの正規の修業年限を原則とします（ <u>医学部生は 6 年間、大学院在学中の医師は 4 年間</u> ）。 ※令和 7 年度編入者及びやむを得ない経済的事情のある方については、2 年生以上の貸与を認める場合があります。 ※ <u>貸与開始後は卒業まで貸与を継続することとし、途中学年で継続辞退は認められません。</u>	貸与期間は 1 年間とし、継続可能です。 * <u>通算 3 年間を限度</u> とします。
返還免除の条件	以下の要件を満たしたときに、貸与した資金全額の返還を免除します。	
	(1) 大学卒業後、2 年以内に医師免許の登録を完了すること。 (2) <u>静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6 ページの別表 1 参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の 1.5 倍の期間勤務すること（医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での 4 年以上の勤務を含む）。</u>	<u>専門研修修了後、静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6 ページの別表 1 参照）のうち、本人の意向を聴取した上で県が個別に指定する機関で、産科、小児科、麻酔科のいずれかの診療科の医師として、修学研修資金の貸与期間の 1.5 倍の期間勤務すること。</u>
	※静岡県保健医療計画に定める医師多数区域以外を想定しています。 ※返還免除を受けるための勤務（＝貸与期間の 1.5 倍の期間の勤務）は、 <u>以下に</u>	
	医学部生の場合	大学卒業後、 <u>貸与期間の 2 倍の期間に 4 年を</u>
	大学院生、専攻医の場合	<u>課程（研修）修了後、貸与期間の 2 倍の期間</u>
	※ 出産・育児で休業等をした場合は、その休	
	* <u>県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間おりとなります。</u>	

(注) **大学特別枠**は、大学に一定の人数の貸与枠を設け、一般枠に優先して貸与する

については、ご自身の在籍する大学の学生課にお問い合わせください。
(本ページは2ページと見開きページです)

大学特別枠（注）
医学部生または 大学院在学中の医師
<u>7人</u>
1年生から大学または大学院の卒業までの正規の修業年限を原則とします（医学部生は6年間、大学院在学中の医師は4年間）。 ※令和7年度編入者及びやむを得ない経済的事情のある方については、2年生以上の貸与を認める場合があります。 ※貸与開始後は卒業まで貸与を継続することとし、途中学年で継続辞退は認められません。

- (1) 大学卒業後、2年以内に医師免許の登録を完了すること。
- (2) **静岡県内の県立病院、市町立病院などの公的医療機関等（6ページの別表1参照）のうち、本人の意向を聴取し、大学と協議した上で県が個別に指定する機関で、医師として修学研修資金の貸与期間の1.5倍の期間勤務すること（医学部生から貸与を受けた者は、県の指定する地域※での4年以上の勤務を含む）。**

掲げる期間（履行期限）が経過するまでに完了することが必要です。

加えた期間（16年間）が経過するまで

が経過するまで

業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します（7ページの別表2参照）。
勤務をしたときの返還免除を受けるための勤務期間の計算は、7ページの別表3のと

制度です。首都圏、中京圏、関西圏の一部の大学に設けられていますので、その有無

5 返還

返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利１０％）を付して、一括で返還していただきます。

- * ６年間貸与を受けた場合の利息額はおよそ 470 万円程度です。
- * 返還期限を遅れて返還する場合は、上記の返還金額に加えて、延滞利息（年利 15％）を納付していただきます。

6 貸与の決定

書類審査及び面接審査により貸与を決定します。

- * 面接の日時・場所・方法等は、後日、御連絡します。
(令和 7 年 12 月頃に実施予定。Web での実施可能性もあります。)
- * 面接時に本人確認できる運転免許証、学生証等を御用意ください。

7 連帯保証人

貸与を受けるには、以下の条件を満たす 2 名の連帯保証人を立てる必要があります。
応募にあたって、連帯保証人の予定者をあらかじめ決めておいてください。

- (1) 応募者が未成年の場合は、連帯保証人 2 名のうち 1 名は必ず親権者（法定代理人）とすること。
 - (2) 2 名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者であること（連帯保証人 2 名を両親にすることはできません。）
 - (3) 法的に保証能力を有し、万一応募者が返還できなくなったときに代わりに弁済する資力を有する者であること。
- * 貸付決定後、連帯保証人 2 名に県指定申請書類への実印の押印及び印鑑登録証明書の提出をお願いする予定です。

静岡県のお問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6
静岡県 健康福祉部 医療局 地域医療課 医師確保班
電 話：054（221）2868
FAX：054（251）7188
E-mail：chiikiiryou@pref.shizuoka.lg.jp

8 応募方法

以下の応募書類を、募集期限（令和7年11月21日（金）必着）までに、4ページ記載の「静岡県のお問い合わせ先」あて郵送またはご持参ください。

書 類 名	
1	修学研修資金貸与申請書（様式第1号）
2	最終学歴の学業成績証明書（編入者の場合は別途お問い合わせください。） ※ 大学1年生の場合 ⇒ 高校等最終卒業学校の学業成績証明書
3	健康診断書（任意様式、応募の日から6ヶ月以内に受診したもの） ※受診項目：身長・体重・血圧・尿検査・胸部X線
4	履歴書（指定様式）
5	誓約書（指定様式）※押印してください。
6	応募理由書（指定様式） 以下の項目について具体的に記載してください。 { ア 資金の貸与を受けたい理由（応募理由） イ 静岡県内の医療機関に勤務する意志・ビジョン等について ウ 静岡県の地域医療にどのような形で貢献したいと考えているか ※アの応募理由については、イ・ウの内容と関連付けて具体的に記載してください。
7	戸籍抄本（応募の日から6ヶ月以内に市区町村が発行したもの）
8	令和6年分の源泉徴収票（写）または確定申告書（写） ※ 本人と生計を同一にしている者（未婚の方は両親、既婚の方は配偶者など）のもの
9	研修実施計画書（様式第2号、専攻医として貸与を受けようとする者のみ）

※ 定員に満たない場合は、追加募集を行います。

※ 上記指定様式は、静岡県公式ホームページ内の下記制度案内ページからダウンロードできます。

「静岡県医学修学研修資金」貸与希望者募集ホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/chiikiiryo/1040765/index.html>

※ 検索サイトで「静岡県医学修学研修資金」と入力して、上記ページを検索していただくこともできます。

※ 記載いただいた情報は、個人が特定可能な事項を除き、医学修学研修資金利用者の将来見通しなどの検討資料として活用させていただきます。

別表1 返還免除の条件に指定する静岡県内の公的医療機関等一覧(R7.4.1時点)

地域名	圏域名	病 院 名	公 的 医 療 機 関 等	担っている役割・機能等								
				公 的 病 院	支 援 地 域 医 療 機 関	セ ン タ ー 救 命 救 急	院 型 施 設 ・ 後 方 支 援 機 関 (精 神 科 救 急 医 療 機 関 等)	災 害 救 護 病 院	精 神 科 災 害 救 護 病 院	病 院 へ の 地 域 医 療 機 関	セ ン タ ー 母 子 医 療 機 関	小 児 救 急 セ ン タ ー
東部	賀茂	下田メディカルセンター	○	○								
		公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院	○							○		
		医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	○							○		
		計	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	熱海伊東	伊東市民病院	○	○	○			○				
		国際医療福祉大学熱海病院	○					○				
		計	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0
	駿東田方	国立病院機構静岡医療センター	○		○			○				
		県立静岡がんセンター	○	○								
		沼津市立病院	○	○	○	○		○				
		裾野赤十字病院	○	○								
		伊豆赤十字病院	○	○								
		伊豆医療福祉センター	○	○								
		JA静岡厚生連中伊豆温泉病院	○	○								
		三島総合病院	○					○				
		沼津中央病院	○				○		○			
		フジ虎ノ門整形外科病院	○							○		
		NTT東日本伊豆病院	○							○		
		順天堂大学医学部附属静岡病院	○		○	○		○			○	
		計	12	6	3	2	1	4	1	2	1	0
	富士	富士宮市立病院	○	○	○			○				
		共立蒲原総合病院	○	○								
		富士市立中央病院	○	○	○			○				
		鷹岡病院	○				○					
		計	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0
中部	静岡	県立こころの医療センター	○	○			○		○			
		県立こども病院	○	○	○						○	○
		県立総合病院	○	○	○	○		○		○		
		静岡市立静岡病院	○	○	○			○				
		静岡市立清水病院	○	○	○			○				
		静岡赤十字病院	○	○	○	○		○				
		静岡済生会総合病院	○	○	○	○		○				
		静岡厚生連静岡厚生病院	○	○								
		静岡厚生連清水厚生病院	○	○								
		清水駿府病院	○				○					
		JCHO清水さくら病院	○							○		
		計	11	9	6	3	2	5	1	2	1	1
	志太榛原	島田市立総合医療センター	○	○	○			○				
		焼津市立総合病院	○	○	○			○				
		藤枝市立総合病院	○	○	○	○		○				
		榛原総合病院	○	○								
		コミュニティーホスピタル甲賀病院	○							○		
		計	5	4	3	1	0	3	0	1	0	0
西部	中東遠	磐田市立総合病院	○	○	○	○		○				
		中東遠総合医療センター	○	○	○	○		○				
		聖隷袋井市民病院	○	○								
		市立御前崎総合病院	○	○								
		菊川市立総合病院	○	○								
		公立森町病院	○	○								
		計	6	6	2	2	0	2	0	0	0	0
	西部	浜松労災病院	○		○							
		国立病院機構天竜病院	○							○		
		浜松医療センター	○	○	○	○		○				
		浜松市リハビリテーション病院	○	○								
		国民健康保険佐久間病院	○	○						○		
		市立湖西病院	○	○								
		浜松赤十字病院	○	○	○			○				
		静岡厚生連遠州病院	○	○								
		総合病院聖隷浜松病院	○		○	○		○			○	
		総合病院聖隷三方原病院	○		○	○	○	○	○			
		神経科浜松病院	○						○			
		浜松医科大学医学部附属病院	○					○				
		計	12	6	6	3	1	5	2	2	1	0
		計	55	36	23	11	5	23	4	9	3	1

※網掛けは臨床研修実施施設

※本一覧表に記載されている医療機関以外にも、「公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関」として、勤務先を指定することがあります。

(聖隷沼津病院は小児科、産婦人科に限り、返還免除対象となります。)

別表2 出産・育児で休業等をした場合の履行期限の取扱い

休業等の区分	内容
産前産後休暇	大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては専門研修修了後）に取得した産前産後休暇の期間に相当する期間、履行期限を延長します。
育児休業	大学卒業後（大学院生として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては医学を履修する課程修了後、専攻医として修学研修資金の貸与を受けた場合にあっては専門研修修了後）に取得した育児休業の期間に相当する期間、履行期限を延長します。
育児短時間勤務	県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合、次の計算式で算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。なお、算出した期間に1か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることとします。 $\frac{\text{育児短時間勤務月数} - \text{育児短時間勤務月数}}{\text{育児短時間勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$

別表3 育児短時間勤務に関する取扱い

区分	内 容
計算式	次の計算式により算出した期間を返還免除を受けるための勤務期間に算入します。 $\frac{\text{育児短時間勤務月数}}{\text{育児短時間勤務月数}} \times \frac{\text{育児短時間勤務をした場合の1週間当たりの所定労働時間}}{\text{1週間当たりの通常の所定労働時間}}$

静岡県医学修学研修資金貸与制度Q & A

Q：応募の際、所得制限はありますか？

A：家族の収入等による所得制限はありません。

Q：連帯保証人の収入等に条件はありますか？

A：具体的な収入の条件は設けておりませんが、連帯保証人は、支払能力があり十分な保証が可能である者としてします。

また、申請要項にも記載しておりますが、2名の連帯保証人は、それぞれ別に独立して生計を営む者になります。（両親2名を連帯保証人2名にすることはできません。）なお、継続・安定した収入が見込まれ、資力が十分であれば、外国籍の者でも連帯保証人になることができます。

Q：他の奨学金の貸与を受けています（受ける予定です）が、応募することができますか？

A：卒業後の医師としての就業先を制限する条件（返還免除条件として定める場合を含む）のある奨学金・貸付金でなければ、貸与を受けていても（受ける予定であっても）申し込むことができます。（日本学生支援機構の奨学金 など）

Q：卒後2年間の臨床研修を行う病院は、県が指定するのですか？

A：臨床研修を行う病院は指定しません。

他の医学生と同様に、ご自身で、医師臨床研修マッチングに参加して決定していただきます。静岡県内外を問わず全国どこの研修病院に決定しても直ちに県が資金の返還を求めることはありません。

なお、臨床研修を県が指定する静岡県内の「公的医療機関等」で行った場合、その研修期間を、返還免除を受けるための勤務期間として扱います。

Q：専攻する診療科は自分で選択できますか？

A：医学部生または大学院生として応募された方については、返還免除を受けるための条件として診療科を指定することはありません。初期臨床研修を修了したばかりの皆さんについては、キャリア志望（取得したい専門医資格（基本領域））に配慮した指定を行う予定です。

専攻医として応募された方については、募集時に県が診療科を指定しています。

Q：返還免除を受けるために勤務する病院は、どのように指定されるのですか？

A：静岡県は、平成 22 年 10 月に「ふじのくに地域医療支援センター」を立ち上げ、皆さんが将来医師として各地域の病院でご活躍いただけるよう、病院群のローテーションによる専門研修プログラムの構築など、県内病院の研修環境の充実に取り組んでいます。

「一般枠」として貸与を受けた方に勤務していただく医療機関は、別表 1 の「公的医療機関等」の中から皆さんの意向をお聴きした上で、県内の医療提供体制、受入状況等を踏まえて、県、医療関係者の方々とで協議し、最終的に県が指定します。

初期臨床研修を修了したばかりの皆さんについては、キャリア志望（取得したい専門医資格（基本領域））に配慮した指定を行う予定です。ただし、一部の医療機関への勤務希望の集中の状況や各病院の医師の充足状況等により、皆さんの希望と異なる医療機関を指定することがありますことをご了承ください。

希望者については、「静岡県キャリア形成プログラム」の参加も可能です。（「静岡県キャリア形成プログラム」の詳細については 13 ページ）

Q：勤務を希望する医療機関に必ず指定されるのですか？

A：一部の医療機関への勤務希望の集中の状況や各病院の医師の充足状況等により、皆さんの希望と異なる医療機関を指定することがありますことをご了承ください。

Q：返還免除を受けるための勤務は、臨床研修修了後、引き続いて行わなければならないのでしょうか？

A：返還免除を受けるための勤務の履行期限を下記のとおり設定しています。

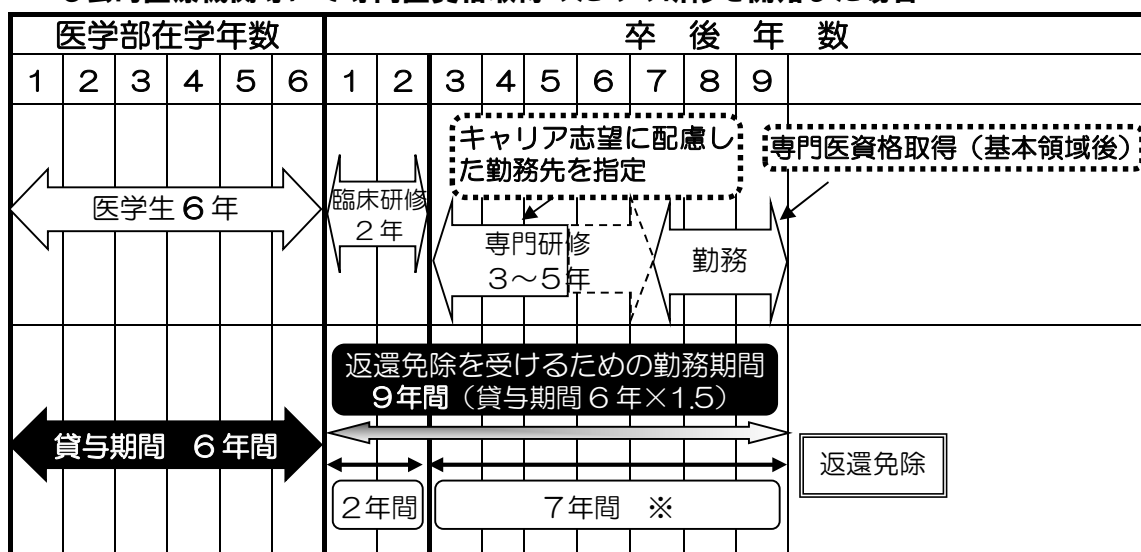
医学部生の場合	大学卒業後、貸与期間（6年間）の2倍の期間に4年を加えた期間（16年間）が経過するまで
大学院生、専攻医の場合	課程（研修）修了後、貸与期間の2倍の期間が経過するまで

上記期限内に返還免除を受けるための勤務を完了できる見込みがあれば、一定期間、返還免除を受けるための勤務を中断しても、直ちに県が資金の返還を求めることはありません。

具体例として、10 ページの勤務シミュレーションをご覧ください。（貸与者の皆さんが、中断可能な期間を活用し、大学や海外等で研修を行い、自身のキャリアアップを図りながら返還免除を受けるための勤務を行うことができるよう、制度設計しています。）

○ 返還免除を受けるための勤務シミュレーション（猶与を利用しない）

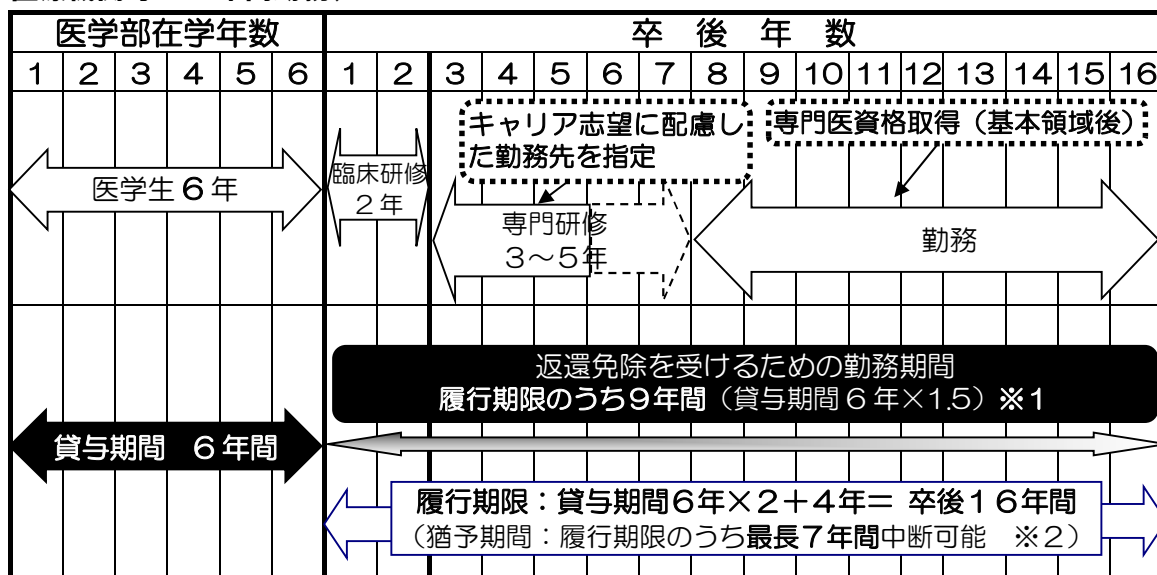
静岡県内の臨床研修病院で2年間の臨床研修を行い、卒後3年目から県が個別に指定する公的医療機関等にて専門医資格取得のための研修を開始した場合



※ 臨床研修後の返還免除勤務期間のうち、4年以上は静岡県保健医療計画で定める医師多数区域外で勤務（13 ページ下図参照）。

○ 返還免除を受けるための勤務シミュレーション（猶与を最大限利用）

猶与期間最長7年間を県外の勤務等で利用した場合（卒後16年間のうち静岡県内の公的医療機関等で9年間勤務）



※1 臨床研修後の返還免除勤務期間のうち、4年以上は静岡県保健医療計画で定める医師多数区域外で勤務（13 ページ下図参照）。

※2 猶与の具体例としては、県外における勤務や海外留学、大学院への進学等。

Q：勤務先は毎年変更するのですか？

A：皆さんの勤務先については、毎年度の県内の医療提供体制の状況、研修医の指導体制の状況、皆さんの経験等を総合的に判断しながら指定を行う必

要があります。

このため、原則として返還債務が免除されるまでは毎年皆さんの勤務意向の確認を行い、必要に応じ勤務先の変更を行います。

Q：貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？

A：修学研修資金の貸与を継続する場合、大学を卒業した場合、返還免除を受けるための勤務を行った場合など、貸与を受けている間や貸与を終了した後も、所定の様式による申請・届出が必要です。また、現況確認等のため、書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。

(主な申請・届出書類)

貸与を継続する場合※	修学研修資金貸与継続申請書 等
貸与期間が満了した場合	返還猶予申請書、借用証書、印鑑証明書 等
大学4年生進級時	誓約書、印鑑登録証明書 等
大学を卒業し、 臨床研修を開始した場合	返還猶予申請書、勤務開始届、卒業届、 医師免許取得届 等
臨床研修を修了した場合	返還猶予申請書、臨床研修医療機関報告書 等
卒後3年目以降の毎年度	返還猶予申請書、業務従事医療機関報告書 等

※ 医学部生または大学院在学中の方は、卒業まで継続して貸与を受けていただきます(途中学年で継続辞退不可)。毎年度貸与継続申請を行う必要がありますのでご注意ください。

Q：卒業後のキャリア等を相談する機会がありますか？

A：本県の地域医療に触れ、県内医療関係者との絆を深めていただくため、「医学修学研修資金利用者意見交換会」等のイベントを開催しています。イベントの中では、ベテラン医師や先輩の若手医師にも出席いただいております。在学中からキャリア志望について把握するため、年1回以上、意見交換会等への参加を求めています。

Q：連帯保証人に記入してもらわなければならない書類はありますか？

A：誓約書の記入及び実印の押印をしていただきます。連帯保証人には今後、誓約書記載の極度額(保証の限度額)の範囲で保証をしていただきます。また、印鑑登録証明書を添付する必要がありますので、そちらも併せてご提出ください(詳細は貸与決定後にお伝えします。)

なお、4年生進級時(契約締結から3年以内)にも改めて連帯保証人による誓約書の作成が必要となります。留年等で極度額の変更が想定される場合にも作成が必要となりますので、ご注意ください。

Q：医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？

A：直ちに返還とはなりませんが、返還免除を受けるためには、大学卒業後2年以内に医師免許の登録を完了することが必要です。「国家試験合格」ではなく「医師免許の登録」で判断しますのでご注意ください。

Q：出産・育児により、必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか？この場合、履行期限はどのような取扱いになるのですか？

A：産前産後休暇や育児休業により休業等をする場合、個別にご相談いただければ、資金の返還を求めずに、必要な期間内で返還免除のための勤務の中断を認めるとともに、休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します。

また、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合は、7ページの別表2に掲げる計算式により算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。

Q：返還免除を受けるための勤務を開始したものの、貸与期間の1.5倍の期間に達するまで勤務ができなかった場合はどのような取扱いになるのですか？

A：返還免除の条件に適合する期間の勤務ができなかった場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10％）を付して、一括で返還していただきます。

Q：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、自動的に免除になりますか？また、免除後も、県から連絡が来ることはありますか？

A：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、県内指定公的医療機関等で勤務したことを証明する書類と共に返還免除の申請が必要です。

また、県では、返還免除を受けるための勤務期間が終了した後も、引き続き県内で勤務を続けていただくことを期待しています。

このため、返還免除後の勤務先や、勤務状況については、定期的にアンケート等を実施したいと考えておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

＜キャリア形成プログラムの内容＞

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」とはどのようなプログラムですか。

A：「静岡県キャリア形成プログラム」は、令和2年度以降の入学者が参加するプログラムで、「一般枠」の皆さんも希望者は参加できます。

Q：「静岡県キャリア形成プログラム」に参加する場合、どのような手続きが必要ですか。

A：「静岡県キャリア形成プログラム」は、本人が希望する場合、適用を受けることができます。適用を希望される方は、6年生に進級される際に、県から「静岡県キャリア形成プログラム適用同意書」を送付しますので、提出をお願いします。

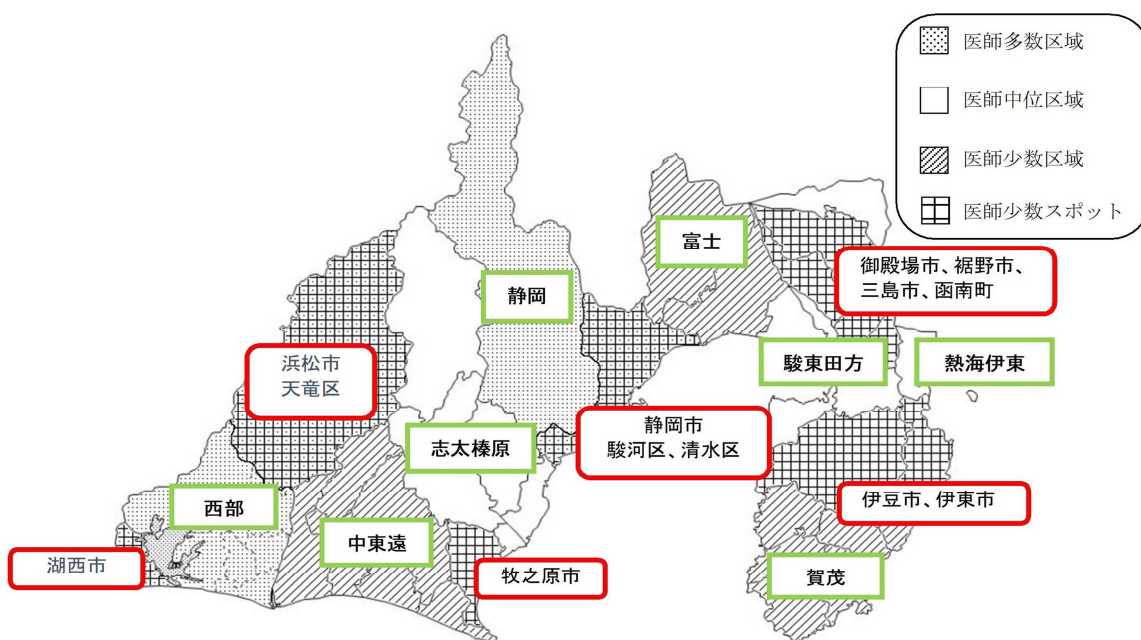
Q：希望する「静岡県キャリア形成プログラム」に必ず参加できるのですか。

A：一部のプログラムへの勤務希望の集中の状況等により、皆さんの希望と異なるプログラムに参加いただくことがありますことをご了承ください。

Q：現在の医師少数区域等について教えてください。

A：令和7年2月時点の医師少数区域等は以下のとおりです。ただし、医師少数区域等については、国が示す基準や、市区町単位の病院勤務医数を基に設定しているため、今後変更となる可能性があります。変更の際のキャリア形成プログラムにおける適用の取扱いについては、14 ページのとおりです

＜静岡県保健医療計画で定める医師少数区域・医師少数スポット＞
（令和7年2月時点）



（医師少数区域に所在する返還免除対象病院）

圏域	病院名
賀茂	下田メディカルセンター
	公益社団法人地域医療振興会伊豆今井浜病院
	医療法人社団健育会西伊豆健育会病院
富士	富士宮市立病院
	共立蒲原総合病院
	富士市立中央病院
	鷹岡病院
中東遠	磐田市立総合病院
	中東遠総合医療センター
	聖隷袋井市民病院
	市立御前崎総合病院
	菊川市立総合病院
	公立森町病院

（医師少数スポットに所在する返還免除対象病院）

市区町	病院名
伊東市	伊東市民病院
伊豆市	伊豆赤十字病院
	JA 静岡厚生連中伊豆温泉病院
三島市	三島総合病院
裾野市	裾野赤十字病院
函南町	NTT 東日本伊豆病院
御殿場市	フジ虎ノ門整形外科病院
静岡市清水区	静岡市立清水病院
	静岡厚生連清水厚生病院
	清水駿府病院
	JCHO 清水さくら病院
静岡市駿河区	静岡済生会総合病院
牧之原市	榛原総合病院
浜松市天竜区	国民健康保険佐久間病院
湖西市	市立湖西病院

<医師少数区域等変更の場合の取扱い>

区 分	追加・除外前の期間	追加・除外後の期間
医師少数区域等に追加の場合	医師少数区域等として取り扱わない	医師少数区域等として取り扱う
医師少数区域等から除外の場合	医師少数区域等として取り扱う	原則、医師少数区域等として取り扱わない（プログラム上困難な場合、医師少数区域等での勤務の4年間の一部として扱うことはやむを得ない）

様式第 1 号(第 5 条関係) (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

修 学 研 修 資 金 貸 与~~(継続)~~申 請 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

(修学生等番号 第 号)

本 籍

郵便番号

住 所

氏 名

(年 月 日生)

電話番号

電子メールアドレス

修学研修資金の貸与を~~(継続して)~~受けたいので、関係書類を添えて申請します。

修学研修資金 の種類 (該当 する番号を○ で囲むこ と。)	1 医学生修学資金						2 専門研修医研修資金					
貸与を受けよ うとする金額	月額 200,000円			貸与を受けよう とする期間			令和 7 年 4 月から令和 年 月まで 計 か月					
在学している 大学(大学院) 又は研修先の 医療機関)	名 称					入学 (研修開 始) 年月 (現在の学 年)	令和 年 月 (年)					
	所在地					卒業(修了) 予定年月	令和 年 月					
家族の住所	〒 電話					医師免許の 取得年月日	令和 年 月 日					
						医籍登録番号	第 号					
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居、 別居の 別	職業(勤務先)			年収 (税込み)				
貸与を希望 する理由												

(静岡県医学修学研修資金申請様式)

履 歴 書

(令和 年 月 日現在)

3 か月以内に撮影した脱帽上半身正面向きの写真を貼付してください。 (縦4.5cm横3.5cm)		(ふりがな) 氏 名			
		本 籍 地		(都道府県から記入)	
		生年月日		年 月 日生 (満 歳)	
		現住所等		〒 ー 電話 ()	
学 歴	学校名	学部・専攻科名	所在地(県・市)	在学期間	卒・中退
	高校			年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
職 歴	勤務先名等		職種、役職名等		在職期間
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
					年 月～ 年 月
資格・免許				趣味・特技	
自己PR欄 (これまでに、勉学以外で打ち込んだこと など)					
健康状態(既往症等)					

注1) 自筆で記載してください。

注2) 和暦(昭和、平成、令和)で記載すること。

注3) 学歴は、現在在学している大学(大学院)まで記入すること。

(静岡県医学修学研修資金応募様式)

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名 ⑩

年 月 日生

私は、静岡県医学修学研修資金の貸与申請に当たり、下記の 1 から 3 までの事実を誓約します。

1. 静岡県医学修学研修資金貸与規則を守り、現在在学する大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を終了するまでの間は継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受け、県内の知事が指定する公的医療機関等に医師として勤務すること。

2. 下記以外の奨学金の受給及び申請を行っていないこと。

(奨学金の名称 :)

3. 県が指定する条件を満たす連帯保証人を 2 人確保すること。

(静岡県医学修学研修資金応募様式)

応 募 理 由 書

令和 年 月 日

申請者 氏名

大学名等

在学年 第 学年

ア) 資金の貸与を受けたい理由(応募理由)

イ) 静岡県内の医療機関に勤務する意志・ビジョン等について

ウ) 静岡県地域医療にどのような形で貢献したいと考えているか

様式第2号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

研 修 実 施 計 画 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

(修学生等番号 第 号)

住 所

氏 名

研修先の医療機関の 名称			
研修先の医療機関の 所在地			
研 修 期 間	年 月 日から 令和 年 月 日まで		
研修の種類 (該当する番号を○で 囲むこと。)	1 小児科専門研修 2 産婦人科専門研修 3 麻酔科専門研修 4 その他()		
研修の概要 (資料があれば添付してください。)			
項目	時期	研修内容	実施場所

記 載 例

様式第1号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

修 学 研 修 資 金 貸 与 ~~(継続)~~ 申 請 書

申請書を作成した日を記入してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

番号は記載不要

(修学生等番号 第 号)

マンション・アパート名等を忘れずに記載すること

本 籍 浜松市中央区中央1-12-1

郵便番号 420-8601

住 所 静岡市葵区追手町9-6

県営住宅 西館301

氏 名 医学 奨太郎

(平成15年 6月12日生)

確実に連絡が取れる番号(携帯電話等)を記載すること

電話番号 090-1111-1111

電子メールアドレス aaaa@bbb.ccc.jp

修学研修資金の貸与を~~(継続して)~~受けたいので、関係書類を添えて申請します。

修学研修資金の種類(該当する番号を○で囲むこと。)	① 医学生修学資金 2 専門研修医研修資金						大学1年生の場合。
貸与を受けようとする金額	月額 200,000円		貸与を受けようとする期間	令和7年4月から令和13年3月まで 計 72か月			
在学している大学(大学院)又は研修先の医療機関)	名 称	県庁大学		入学(研修開始)年月(現在の学年)	令和7年 4月 (1 年)		
	所在地	静岡市駿河区谷田52-1		卒業(修了)予定年月	令和13年 3月		
家族の住所	〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1 電話 053-999-9999			医師免許の取得年月日	令和 年 月 日		
				医籍登録番号	第 号		
家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居、別居の別	職業(勤務先)	年収(税込み)	
	父	医学 良夫	53歳	別居	自営業(職種を記載)	3,500,000円	
	母	医学 花子	49歳	別居	〇〇株式会社(パート)	1,000,000円	
	姉	医学 昌子	21歳	別居	〇〇大学		
	弟	医学 良太郎	17歳	別居	〇〇高等学校		
貸与を希望する理由	具体的に記載すること。						

医師免許がない場合は記載不要

(静岡県医学修学研修資金応募様式)

誓 約 書

申請書を作成した
日を記入してく
ださい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所 静岡市葵区追手町 9-6

県営住宅 西館 301

氏 名 医学 奨太郎

印

平成 15 年 6 月 12 日

忘れずに押印し
てください。

私は、静岡県医学修学研修資金の貸与申請に当たり、下記の 1 から 3 までの事実を誓約します。

1. 静岡県医学修学研修資金貸与規則を守り、現在在学する大学の医学部を卒業し、又は大

学院において医学を履修する課程を終了するまでの間は継続して静岡県医学修学研修

資金の貸与を受け、県内の知事が指定する公的医療機

「静岡県医学修学研修資金」
以外に、受給又は申請中の奨
学金がある場合は、その名称
を具体的に記載すること。

2. 下記以外の奨学金の受給及び申請を行っていないこと。

(奨学金の名称：日本学生支援機構第一種奨学金)

3. 県が指定する条件を満たす連帯保証人を 2 人確保すること。

昭和 45 年 4 月 1 日 規則第 39 号

最終改正 令和 7 年 5 月 27 日 規則第 54 号

(趣旨)

第1条 この規則は、県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者又は医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修(以下「専門研修」という。)を受ける者で、県内に所在する医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関その他公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関(以下「公的医療機関」という。)、保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関(国の機関を除く。以下同じ。)又は知事が指定するべき地の医療機関(以下「公的医療機関等」という。)であつて、知事が静岡県医学修学研修資金(以下「修学研修資金」という。)の貸与を受けていた者ごとに指定する公的医療機関等(以下「指定公的医療機関等」という。)に医師として勤務しようとするものに対し、修学研修資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(修学研修資金の種類)

第2条 修学研修資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医学生修学資金
- (2) 専門研修医研修資金

(貸与の対象)

第3条 知事は、次の各号に掲げる者であつて、指定公的医療機関等に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内で当該各号に掲げる修学研修資金を貸与するものとする。

- (1) 大学(自治医科大学を除く。以下同じ。)又は大学院(以下「大学等」という。)において医学を専攻する者(平成19年度がんプロフェッショナル養成プラン公募について(平成19年4月12日付け19文科高第5号文部科学省高等教育局長通知)に基づき選定された大学院のプログラムその他大学等が行う高度な知識及び技術を持つ専門医師を養成するプログラムのうち知事が指定するもの(以下「指定プログラム」という。)を履修する者を含み、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の23第4項第1号に規定する地域枠等医師となる意思を表示して大学に入学した者(以下「地域枠入学者」という。)にあつては、同条第1項に規定するキャリア形成プログラム(以下「静岡県キャリア形成プログラム」という。)の適用を受けることに同意する意思を有する者に限る。) 医学生修学資金
- (2) 知事が指定する診療科(以下「指定診療科」という。)において、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した後の専門研修を受ける者 専門研修医研修資金

(貸与の方法)

第4条 修学研修資金は、4月から翌年3月までの期間について、月額200,000円を一括して貸与するものとする。

2 修学研修資金を貸与する期間は、知事が認める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 医学生修学資金 大学等において医学を履修する課程(指定プログラムを含む。以下同じ。)の正規の修業年限

(2) 専門研修医研修資金 1年

3 修学研修資金は、通算して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えては貸与しないものとする。

(1) 医学生修学資金 6年

(2) 専門研修医研修資金 3年

(貸与の申請)

第5条 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、様式第1号による修学研修資金貸与(継続)申請書に次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 在学する大学等の学業成績証明書(第1学年に在学している者又は専門研修医研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、最終卒業学校の学業成績証明書)

(2) 健康診断書

(3) 履歴書

(4) 戸籍抄本

(5) 専門研修医研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、様式第2号による研修実施計画書

(6) 医師である者にあつては、医師免許証の写し

(7) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、前条第2項の規定により引き続いて貸与を受けようとする場合に準用する。ただし、添付する書類は、在学する大学等の学業成績証明書及び健康診断書(専門研修医研修資金の貸与を受けようとする者にあつては、健康診断書)とする。

(貸与の決定)

第6条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査して貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、大学等との協議その他の方法により、修学研修資金の貸与の目的の達成に特に寄与すると認める者について、他に優先して貸与の決定をすることができる。

(誓約書等の提出)

第7条 前条の規定により修学研修資金の貸与の決定(第5条第1項の規定による申請に対するものに限る。)を受けた者(以下「修学生等」という。)は、2人の連帯保証人を立てて、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

- (1) 医学生修学資金の貸与の決定を受けた者のうち地域枠入学者以外の者 様式第4号
 - (2) 医学生修学資金の貸与の決定を受けた者のうち地域枠入学者 様式第4号の2
 - (3) 専門研修医研修資金の貸与の決定を受けた者 様式第4号の3
- 2 前項の場合において、修学生等が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。
- 3 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第4号の4による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

第8条 知事は、修学生等が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の貸与契約を解除するものとする。

- (1) 大学等を退学し、若しくは退学の処分を受けたとき、又は専門研修を中止したとき。
 - (2) 心身の故障のため、大学等において医学を履修する課程又は専門研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - (4) 修学研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 地域枠入学者が静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意しなかつたとき、又は静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した者がその適用を受けなくなつたとき。
 - (7) その他修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、修学生等 が大学等を休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は専門研修を中断したとき(前項の規定により貸与契約を解除されたときを除く。)は、休学し、若しくは停学の処分を受け、又は中断した日の属する月の翌月分から復学し、又は再開した日の属する月の分まで修学研修資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学研修資金があるときは、その修学研修資金は、当該修学生等 が大学等に復学し、又は専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。
- 3 知事は、修学生等が正当の理由がなくて、前条第1項の誓約書又は同条第3項の連帯保証人変更届の提出をしない場合には、修学研修資金の貸与を一時保留することができる。

(借用証書の提出)

第9条 修学生等は、前条第1項の規定により修学研修資金の貸与契約を解除されたとき又は修学研修資金の貸与契約の期間(第4条第2項の規定により引き続いて貸与を受ける場合にあつては当該引き続いた期間をいう。以下同じ。)が満了したときは、直ちに様式第5号

による借用証書に印鑑証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた場合(静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合を除く。以下同じ。)にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間(以下「医学生修学資金当然免除勤務期間」という。)が修学研修資金の貸与を受けた期間(第8条第2項の規定により修学研修資金を貸与されなかつた期間を除く。以下「貸与期間」という。)に達したとき。ただし、大学において医学を履修する課程に在学中に医学生修学資金の貸与を受けていた場合にあつては、医学生修学資金当然免除勤務期間が貸与期間に達し、かつ、医学生修学資金当然免除勤務期間から臨床研修を行つた期間を除いた期間のうち知事が別に定める区域に所在する指定公的医療機関等において勤務する期間が4年(医学生修学資金当然免除勤務期間が4年未満である場合にあつては、その期間)に達したときに限る。

区分	換算期間
公的医療機関で臨床研修を行つた期間	公的医療機関で臨床研修を行つた期間(2年を限度とする。)×2/3(以下「免除臨床研修期間」という。)
大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに医師となり(医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であつた場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了し)、引き続き臨床研修を行つた後(医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であり、かつ、臨床研修を修了していた場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了した後)、直ちに医師として公的医療機関等に勤務し、その引き続く勤務期間(以下「医師期間」という。)のうち知事が修学研修資金の貸与を受けていた者ごとに指定する公的医療機関(以下「指定公的医療機関」という。)に勤務した期間(以下「指定公的医療機関における	指定公的医療機関における医師期間×2/3(子を養育するため一週間の労働時間が当該指定公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間に比し短い勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を行つた期間にあつては、当該指定公的医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行つた期間×2/3×育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間/当該指定公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間)

医師期間」という。)	
医師期間のうち県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関に勤務した期間(以下「県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間」という。)	県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間(育児短時間勤務を行つた期間にあつては、県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行つた期間×育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間／当該保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間)
知事が別に定める医療機関に勤務した期間	知事が別に定める方法により計算した期間

- (2) 静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合にあつては、当該静岡県キャリア形成プログラムに従い指定公的医療機関等に勤務した期間(以下「キャリア形成プログラム適用勤務期間」という。)が9年に達し、かつ、医学生修学資金当然免除勤務期間から臨床研修を行つた期間を除いた期間のうち知事が別に定める区域に所在する指定公的医療機関等に勤務した期間が4年に達したとき。
- (3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた場合にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が貸与期間に達したとき。

区分	換算期間
専門研修を修了した後、直ちに指定診療科の医師として指定公的医療機関に勤務し、その引き続く勤務期間(以下「指定診療科医師期間」という。)	指定診療科医師期間×2/3(育児短時間勤務を行つた期間にあつては、指定診療科医師期間のうち育児短時間勤務を行つた期間×2/3×育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間／当該指定公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間)
知事が別に定める医療機関に勤務した期間	知事が別に定める方法により計算した期間

- (4) 修学研修資金の貸与を受けていた者が、医師として指定公的医療機関等に勤務している間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 前項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、期間の計算の基

礎となる期間は、月数によるものとする。

- 3 第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、期間の計算の基礎となる期間中に休職(業務に起因する休職を除く。以下同じ。)又は停職の期間があるときは、当該期間の計算の基礎となる期間から当該休職又は停職の期間を控除するものとする。
- 4 第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、修学研修資金の貸与を受けていた者が、新たに期間において同一の種類の修学研修資金の貸与を受けたとき又は別の種類の修学研修資金の貸与を受けたときの当該期間の計算の基礎となる期間については、先に貸与を受けた修学研修資金の返還債務が同項の規定により免除されることとなる月の翌月から起算するものとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、期間の計算に必要な事項は別に定める。
- 6 第1項の規定による修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第6号による修学研修資金返還債務当然免除申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第11条 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意していないものの医師期間が3年に達したとき。
 - (2) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したもののキャリア形成プログラム適用勤務期間(臨床研修を行った期間を除く。)が3年に達したとき。
 - (3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた者の指定診療科医師期間が3年に達したとき。
 - (4) 前条第1項第4号の場合を除くほか、死亡し、又は重度障害の状態となり修学研修資金を返還することができなくなつたとき。
- 2 前項第1号の規定により免除することのできる返還債務の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算定した範囲内の額とする。
- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意していないもの 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額 $\times$ ((免除臨床研修期間/貸与期間)+(指定公的医療機関における医師期間 $\times 2/3$)/貸与期間)+(県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間/貸与期間))
 - (2) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したもの 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額 $\times$ ((キャリア形成プログラム適用勤務期間 $\times 2/3$)/貸与期間)
 - (3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた者 次条第1項の規定により返還すべき修

学研修資金の総額×((指定診療科医師期間×2/3)/貸与期間)

- 3 第1項の規定による修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第7号による修学研修資金返還債務裁量免除申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(返還)

第12条 修学生等が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、その理由の生じた日(次条の規定による返還債務の履行の猶予の申請をした場合には、その申請に対する不承認の通知を受けた日又はその猶予の期間の終了の日)の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息を付して、一括して返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により貸与契約が解除されたとき。
- (2) 貸与契約の期間が満了したとき。
- 2 前項に規定する利息の額は、修学研修資金の貸与を受けた日の翌日から貸与契約の期間が満了した月の末日(同項第1号に該当する場合にあつては、貸与契約の解除の日)までの期間の日数に応じ、貸与を受けた修学研修資金の額に年10パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の規定により計算した利息の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(返還の猶予)

第13条 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学研修資金の返還債務の履行を猶予するものとする。ただし、修学研修資金の貸与の目的を達成することができないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 第10条第1項第1号から第3号までに規定する修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- (2) 大学等に在学し、医学を専攻しているとき(指定プログラムを履修しているときを含む。)。
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学研修資金の返還が困難であると認めるとき。
- (4) その他修学研修資金の貸与の目的の達成に寄与すると知事が認める行為を行つているとき。
- 2 前項の規定による修学研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第9号による返還猶予申請書に前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。

(延滞利息)

第14条 修学研修資金の貸与を受けていた者は、正当な理由がなく修学研修資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期

間の日数に応じ、延滞金額に年15パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利息を納付しなければならない。

2 第12条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(届出)

第15条 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。 住所(氏名)変更届(様式第10号)

(2) 大学等を退学し、若しくは退学の処分を受けたとき、又は専門研修を中止したとき。
退学等届(様式第11号)

(3) 大学等を休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は専門研修を中断したとき。
休学等届(様式第12号)

(4) 大学等に復学し、又は専門研修を再開したとき。 復学等届(様式第13号)

(5) 修学研修資金の貸与を受けることを辞退するとき。 修学研修資金辞退届(様式第14号)

(6) 連帯保証人の住所、氏名又は職業に変更があつたとき。 連帯保証人住所(氏名、職業)変更届(様式第15号)

(7) 大学の医学部を卒業したとき、大学院において医学を履修する課程を修了したとき、又は専門研修を修了したとき。 卒業(修了)届(様式第16号)

(8) 指定公的医療機関等に勤務したとき。 勤務開始届(様式第17号)

(9) 医師の免許を取得したとき。 医師免許取得届(様式第18号)

(10) 指定公的医療機関等に勤務しなくなつたとき。 勤務廃止届(様式第19号)

2 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、その者の連帯保証人は、直ちに様式第20号による死亡(失踪)届を知事に提出しなければならない。

静岡県医学修学研修資金貸与規則の運用について

平成29年 3月31日 告示第246号

最終改正 令和 2年 1月24日 告示第 35号

(定義)

第1 この規定で使用する用語は、静岡県医学修学研修資金貸与規則(昭和45年静岡県規則第39号。以下「規則」という。)で使用する用語の例による。

(履行期限)

第2 修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者が、規則第10条第1項第1号から第3号に規定する返還債務の免除の要件を充足しなければならない期限は、次の表のとおりとする。

区分	履行期限
大学において医学を専攻する者が修学研修資金の貸与を受けた場合(静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合を除く。)	大学卒業後、貸与期間の2倍に相当する期間に4年を加えて得た期間が経過するまで
静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合	大学卒業後、16年が経過するまで
大学院において医学を専攻する者が修学研修資金の貸与を受けた場合	大学院修了後、貸与期間の2倍に相当する期間が経過するまで
専門研修を受ける者が修学研修資金の貸与を受けた場合	専門研修修了後、貸与期間の2倍に相当する期間が経過するまで

(期間の計算に係る取扱い)

第3 規則第10条第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、当該期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとし、公的医療機関等に医師として勤務した日の属する月から公的医療機関等に勤務しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、同じ月内に育児短時間勤務を行つた期間と育児短時間勤務を行わずに勤務した期間があるときは、当該月は育児短時間勤務を行わずに勤務した月とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、期間を計算する場合において、当該期間中に休職(業務に起因する休職を除く。)又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

(産前産後休暇等に係る履行期限の取扱い)

第4 修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合にあつて、産前産後休暇又は育児休業(以下「産前産後休暇等」という。)をするときは、当該産前産

後休暇等の期間に相当する期間履行期限を延長する。

(1) 規則第10条第1項第1号から第3号までに規定する修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2) その他修学研修資金の貸与の目的の達成に寄与すると知事が認める行為を行つているとき。

2 産前産後休暇等の期間を計算する場合においては、月数によるものとし、産前産後休暇等の期間の開始の日の属する月から産前産後休暇等の期間の終了の日の属する月までの月数とする。

(育児短時間勤務に係る履行期限の取扱い)

第5 修学研修資金の貸与を受けていた者が、公的医療機関等に医師として勤務した期間中に育児短時間勤務を行つた期間がある場合においては、当該育児短時間勤務を行つた期間から、当該育児短時間勤務を行つた期間に育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間を当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間で除して得た値を乗じて得た期間を減じた期間に相当する期間履行期限を延長する。この場合において、計算した期間に1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。